|  |
| --- |
| 収　入  印　紙 |

舞　鶴　市　上　下　水　道　事　業

産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約書

　　　　　　　　　　　　　　　（長期継続契約）

排出事業者： 舞　鶴　市 （以下「発注者」という。）と、

収集・運搬及び処分業者：　　　　　 　　　 　　　　　　　　　（以下「受注者」という。）は、

発注者の事業場：舞鶴市東浄化センター(舞鶴市字泉源寺1616-3番地)

舞鶴市西浄化センター(舞鶴市字松陰29番地)

から排出される産業廃棄物の収集・運搬、処理処分に関して次のとおり委託契約を締結する。

第１条（法の遵守）

発注者及び受注者は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第２条（委託内容）

１．（受注者の事業範囲）

受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、 本契約書に添付する。 なお、 許可事項に変更があったときは、 受注者は速やかにその旨を発注者に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。

* 収集運搬に関する事業範囲

〔産廃〕

|  |  |
| --- | --- |
| 許可都道府県・政令市： | 許可都道府県・政令市： 京 都 府 |
| ： | ： |
| ： | ： |
| ： | ： |
| ： | ： |

　　〔特管〕

|  |  |
| --- | --- |
| 許可都道府県・政令市： | 許可都道府県・政令市： |
| ： | ： |
| ： | ： |
| ： | ： |
| ： | ： |
|  |  |

* 処分に関する事業範囲

|  |  |
| --- | --- |
| 〔産廃〕 | 〔特管〕 |
| 許可都道府県・政令市： | 許可都道府県・政令市： |
| ： | ： |
| ： | ： |
| ： | ： |
| ： | ： |
| ： | ： |

２．（委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価）

発注者が、受注者に収集・ 運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び委託単価は、次のとおりとする。

　◎収集・運搬に関する種類、数量及び委託単価

|  |  |
| --- | --- |
| 種　　類 | ：脱水汚泥(東浄化)　 脱水汚泥(西浄化) |
| 数　　量 | ：R6 　3,300ｔ/年　 R6 　2,300ｔ/年　・・・(予定数量) |
|  | ：R7　 3,300ｔ/年　 R7 　2,300ｔ/年　・・・(予定数量) |
| 単　　価 | ： 円/ｔ　 円/ｔ　・・・(税抜き) |

　◎処分に関する種類、数量及び委託単価

|  |  |
| --- | --- |
| 種　　類 | ：脱水汚泥(東浄化)　 脱水汚泥(西浄化) |
| 数　　量 | ：R6 　3,300ｔ/年　 R6 　2,300ｔ/年　・・・(予定数量) |
|  | ：R7 　3,300ｔ/年　 R7 　2,300ｔ/年　・・・(予定数量) |
| 単　　価 | ： 円/ｔ　 円/ｔ　・・・(税抜き) |

　３．（輸入廃棄物の有無）

　　　輸入廃棄物：無

４．（処分の場所、方法及び処理能力）

受注者は、発注者から委託された前項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

：

：

： 中間処理（　　　　　）

施設の処理能力：

５．（最終処分の場所、方法及び処理能力）

発注者から、受注者に委託された産業廃棄物の最終処分は、中間処理の為なし。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 最終処分先の番号 | 事業場の名称 | 所在地 | 処分方法 | 施設の処理能力 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

６．（収集・運搬過程における積替保管）

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

第３条（適正処理に必要な情報の提供）

１．発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって受注

者に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物

情報の提供に関するガイドライン」（平成２５年６月）を参照）の項目を参考に書面の作成を行うも

のとする。

ア 産業廃棄物の発生工程

イ 産業廃棄物の性状及び荷姿

ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

エ 混合等により生ずる支障

オ 日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

カ 石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その事項

キ その他取扱いの注意事項

２．発注者は、 委託契約期間中、 適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、 委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、 受注者の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、 性状等の変動幅は、 製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、発注者は受注者と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

３．発注者は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、受注者に引き渡す容器等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（平成２５年６月）の「容器貼付用ラベル」参照）。

４．発注者は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、受注者は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を発注者に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

５．発注者は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和４８年２月環境庁告示第１３号）による試験を行い、分析証明書を受注者に提示する。

：

提示する時期又は回数：

第４条（発注者受注者の責任範囲）

１．受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、 その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

２．受注者は発注者に対し、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、 または過失によって発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受注者においてその損害を賠償し、発注者に負担させない。

３．受注者が第１ 項の業務の過程において、受注者又は第三者に損害が発生した場合に受注者に過失

がない場合は発注者において賠償し、受注者に負担させない。

第５条（再委託の禁止）

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を他人に委託してはならな

い。ただし、発注者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限り

ではない。

第６条（義務の譲渡等）

受注者は、 本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。 ただし、発注者の書

面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

第７条（委託業務終了報告）

受注者は発注者から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し発

注者に提出する。ただし、紙マニフェストの場合、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストＢ２票で、処分業務についてはマニフェストＤ票で代えることができる。電子マニフェストの場合、業務終了報告書の提出のみとする。

第８条（業務の一時停止）

受注者は、やむを得ない事由があるときは、 発注者の了解を得て、一時業務を停止することができる。 この場合には、受注者は発注者にその事由を説明し、かつ発注者における影響が最小限となるよう努力する。

第９条（報酬・消費税・支払い）

１．発注者の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に関する報酬は、第２条第２項にて定める単価に基づき算出する。産業廃棄物の量に関しては下水汚泥収集・運搬業務委託仕様書及び下水汚泥処理処分業務委託仕様書の４（１）のとおりとする。

２．報酬の額が経済情勢の変化及び第３条第２ 項等により不相当となったときは、 発注者受注者双方の協議によりこれを改定することができる。

３．発注者の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に対する報酬についての消費税は、発注者が負担する。

　４．取引にかかる消費税及び地方消費税の額の計算において、円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

５．受注者は、当月分の業務終了報告書を翌月１０日までに発注者に提出しなければならない。

６．発注者は、受注者から提出された業務終了報告書を検査・確認し、受注者の請求に基づき、３０日以内に当月分の委託料を支払うものとする。ただし、具体的な支払方法について別途支払い条件の定めのある場合にはそれによる。

第１０条（内容の変更）

発注者又は受注者は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合におい

て、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、発注者と受

注者で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第３条第２項の場合も同様とする。

第１１条(発注者の催告による契約の解除権)

発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、

その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時に

おける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

ア　正当の理由なくして通常考えられる契約履行のための着手時期を過ぎても着手しないとき。

イ　頭書の期限内に完了しないとき又は頭書の期限内に完了の見込みがないと認められるとき。

ウ　正当の理由なくして発注者又は発注者の指定する職員の指揮監督に従わないとき。

エ　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

第１２条(発注者の催告によらない契約の解除権)

１．発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

ア　第6条の規定に違反して契約代金債権を譲渡したとき。

イ　受注者がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

ウ　受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶

する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達する

ことができないとき。

エ　契約の目的の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなけ

れば契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその

時期を経過したとき。

オ　前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が催告をしても契約

をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

カ　第14条又は第15条の規定によらずに受注者がこの契約の解除を申し出たとき。

キ　契約の相手方としての資格を欠くこととなったとき。

２．発注者は、第11条又は前項に定めるもののほか、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

ア　受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。

以下「独占禁止法」という。)第49条の排除措置命令、第62条第1項の納付命令又は第

64条第1項の競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなか

ったとき。

イ　受注者が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを棄却し、又は却下する判決が

確定したとき。

ウ　前2号に掲げる場合のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、受注者が談合等の不公正

な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定し

たとき。

　　　　エ　受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)に関して刑法(明治40年法

律第45号)第96条の6若しくは第198条の規定又は独占禁止法第89条若しくは第95条第

1項第1号の規定による刑が確定したとき。

第１３条（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第11条各号又は前条第1項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであると

きは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

第１４条（受注者の催告による解除権）

　　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期

間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時におけ

る債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第１５条（受注者の催告によらない解除権）

受注者は、契約事項の変更により頭書の契約代金が3分の2以上減じ、又は履行期限が2分の1以

上短縮されたときは、直ちにこの契約を解除することができる。

第１６条（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第14条又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、

前2条の規定による契約の解除をすることができない。

第１７条（発注者の損害賠償請求等）

１．発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償

を請求することができる。

ア　頭書の期限内に契約の目的を達することができないとき。

イ　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が

不能であるとき。

２．次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、1年当たりの委託料

の総額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならな

い。

ア　第11条又は第12条の規定により契約の完了前にこの契約が解除されたとき。

イ　契約の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき

事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

３．次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

ア　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75

号）の規定により選任された破産管財人

イ　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律

第154号）の規定により選任された管財人

ウ　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律

第225号）の規定により選任された再生債務者等

４．第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみな

される場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができ

ない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

５．第2項の場合（別紙「暴力団等排除に関する特約条項」第2条の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、頭書の契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することがでる。

６．受注者は、第12条第2項に該当するときは、契約履行の完了の前後を問わず、又は発注者が契約を解除するか否かを問わず、1年当たりの委託料の総額の10分の2に　相当する額を損害賠償金として発注者の指定する期間内に納付しなければならない。ただし、不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に該当する行為により、同条第1号から第3号までの規定による契約解除をされた場合においては、この限りでない。

７．前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を　超える場合においては、発注者がその超過分につき損害賠償を請求することを妨げるものではない。

第１８条（受注者の損害賠償請求等）

１．受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求

することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発

注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない

ア　第14条又は第15条の規定によりこの契約が解除されたとき。

イ　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不

能であるとき。

２．前項の規定による賠償額は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

３．第9条第6項の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

第１９条（予算の減額又は削除に伴う解除等）

１．発注者は、翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、この契約を解除することができる。

２．前項の場合は、発注者は受注者に事前に通知しなければならない。

第２０条（契約解除に伴う措置）

この契約が解除された場合において、既に履行された部分があるときは、発注者は、当該履行部

分に対する業務委託料相当額を支払うものとする。

第２１条(違約金、損害賠償金の控除)

１．受注者がこの契約に基づく違約金又は損害賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないとき

は、発注者は、その支払わない額につき、発注者の指定する期間を経過した日から遅延日数に応じ

て、年3パーセントの割合で計算した利息を付して徴収する。

２．前項の違約金又は損害賠償金は、発注者の支払うべき業務委託料と相殺することができる。この

場合において、なお不足があるときは当該不足額を追徴する。

３．前項の場合において、発注者は、相殺の充当の順序を指定することができる。

第２２条（業務従事者災害等）

受注者は、委託業務の履行に関し生じた受注者の委託業務従事者の災害等については、全責任を

持って措置し、発注者は何ら責任を負わない。

第２３条（受注者の法令上の責任）

受注者は、業務委託従事者に係る労働基準法（ 昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法

律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び雇

用保険法（昭和49年法律第116号）の規定その他による労務に関する一切責任を負わなければならな

い。

第２４条（秘密の保持等）

１．受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

２．受注者は、受託業務の履行過程において得られた記録簿等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲

渡してはならない。ただし、発注者の承認を得たときは、この限りでない。

第２５条　(暴力団等排除に関する特約条項)

暴力団等に対する契約の解除等の措置については、別記暴力団等排除に関する特約条項の定めると

ころによる。

第２６条（搬出期間）

この契約における産業廃棄物の搬出期間は、令和６年４月１日より令和８年３月３１日までとし、

日付の基準は搬出日とする。

第２７条（契約期間）

この契約は、有効期間を契約締結日から令和８年３月３１日までとする。

第２８条（協議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたが

い、その都度発注者受注者が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

　この契約の成立を証するために本書２通を作成し、発注者受注者は各々記名押印の上、各１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　発注者　舞鶴市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　舞鶴市長　　鴨　田　秋　津

舞鶴市長

　　　　　　　　　　　　　　　受注者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

暴力団等排除に関する特約条項

　(総則)

第1条　この特約は、この特約が付される契約(以下「特約対象契約」という。)と一体をなす。

(暴力団等排除に係る措置)

第2条　発注者は、受注者(当該受注者が共同企業体である場合は、その構成員を含む。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1)　役員(受注者が個人である場合はその者を、法人である場合はその役員をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(2)　法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員(以下「暴力団等」という。)が実質上経営に関与していると認められるとき。

(3)　役員等(実質上経営に関与している役員でない者を含む。以下同じ。)が、業務に関し不正に財産上の利益を得るため、又は債務の履行を強要するために暴力団等を使用したと認められるとき。

(4)　役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

(5)　役員等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。

(6)　特約対象契約に係る下請契約、資材・原材料の購入契約その他の契約(以下「下請契約等」という。)の相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該下請契約等を締結したと認められるとき。

(7)　特約対象契約に係る下請契約等の相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当する場合に、発注者による当該下請契約等の解除の求めに従わなかったとき。

(8)　暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。

2　受注者は、前項の規定により特約対象契約が解除された場合は、違約金として、契約金額(単価による契約にあっては当該単価に契約期間内の予定数量を乗じて得た額、長期継続契約にあっては当該年度の支払予定額)の100分の10に相当する額を、発注者が指定する期限までに支払わなければならない。この場合において、契約保証金等が納付されているときは、発注者は、当該契約保証金等を前項の違約金に充当することができる。

　(関係機関への照会)

第3条　発注者は、特約対象契約から暴力団等を排除するために必要と認める場合は、受注者に対して、役員等の構成その他の必要な情報の提供を求めることができるものとする。

2　発注者は、前項の規定により得た情報を、管轄の警察署に提供し、受注者が第2条第1項各号のいずれかに該当するかどうかについて、照会することができるものとする。

　(不当介入等に対する措置)

第4条　受注者は、特約対象契約の履行に当たり、暴力団員等から業務妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求(以下「不当介入等」という。)を受けたときは、速やかに発注者に報告するとともに、警察署への届出を行うものとする。

2　受注者は、特約対象契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等から不当介入等を受けたときは、当該下請契約等の相手方に対し、速やかに報告するよう求めるとともに、警察署への届出を指導するものとする。

3　発注者は、前2項の規定による措置を適切に行ったことにより履行遅滞等が発生するおそれがあるときは、工程の調整、履行期限の延長等の必要な措置を講ずるものとする。